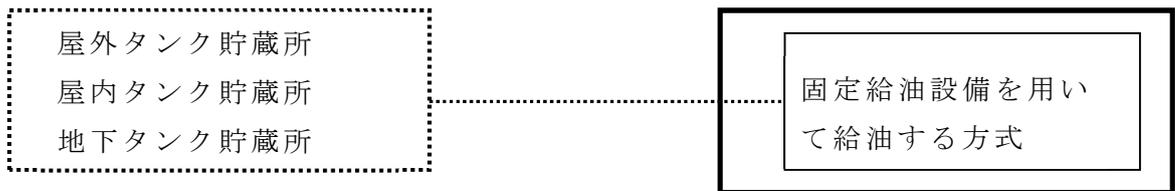
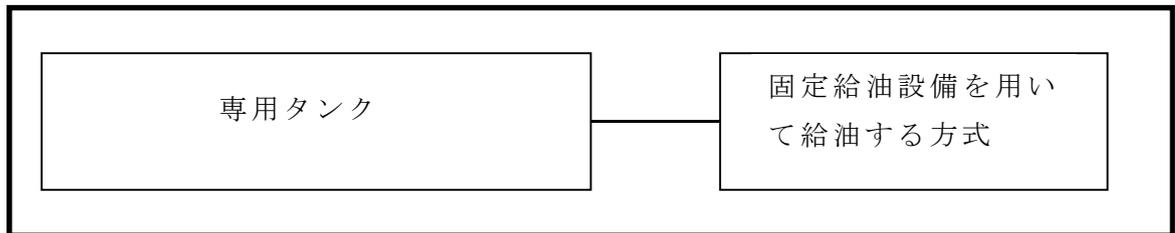


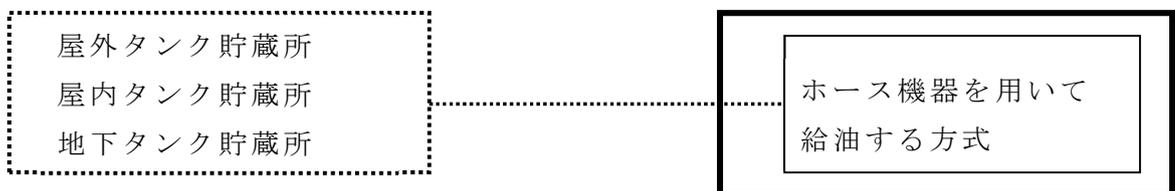
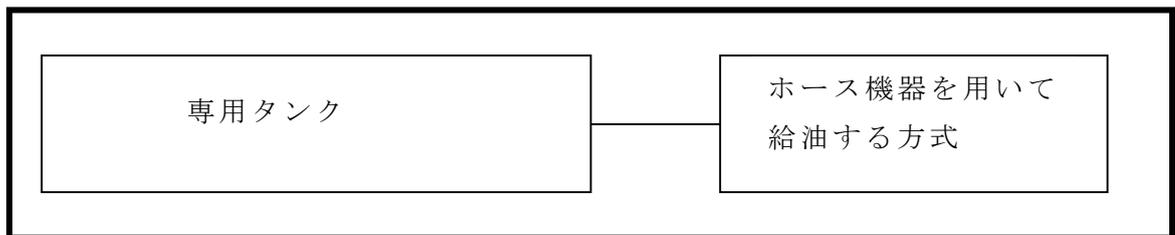
第3 航空機給油取扱所（政令第17条第3項第1号、規則第26条）

(1) 航空機給油取扱所は、次のとおり分類される。

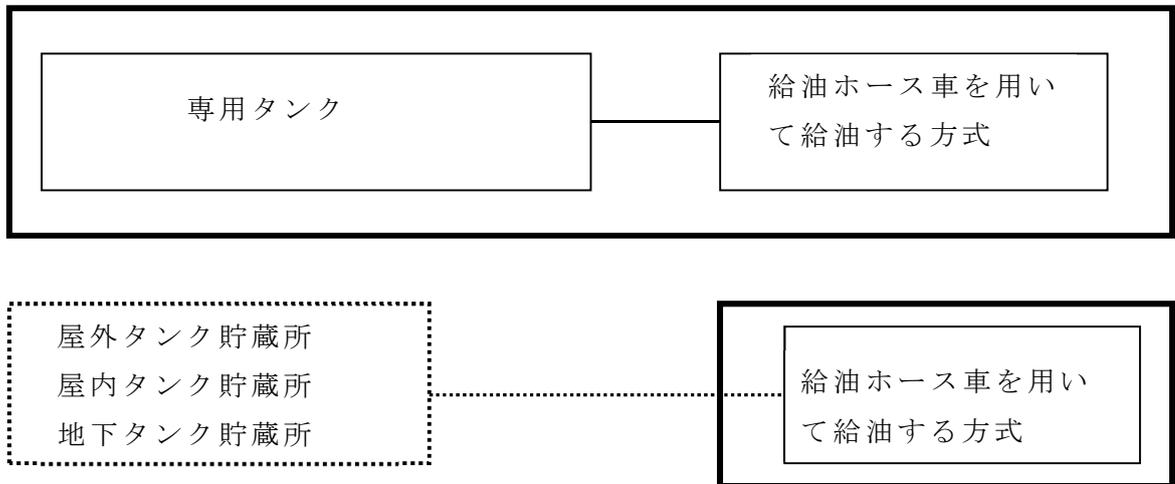
ア 直接給油方式（規則第26条第3項第4号）



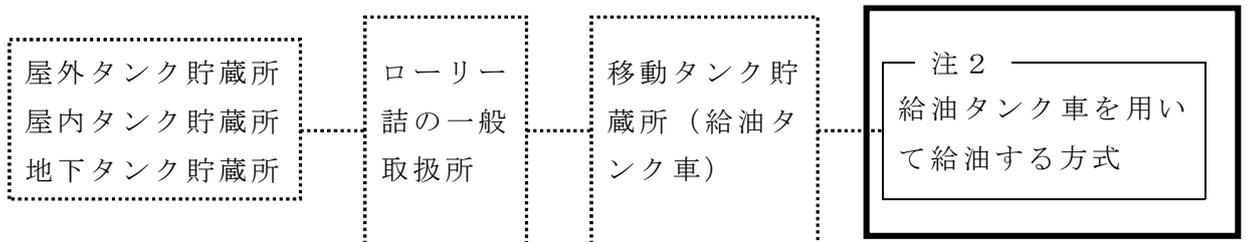
イ ハイドラント方式（規則第26条第3項第5号）



ウ 給油ホース車（サービサー）方式（規則第26条第3項第6号）



エ 給油タンク車（レフューラー）方式（規則第26条第3項第7号）



注1： は、一の航空機給油取扱所を示す。

注2： 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

(2) 規則第26条第3項第6号に規定する給油ホース車の基準は、第8節 移動タンク貯蔵所 3 (2)を参照すること。

また、給油ホース車は、航空機給油取扱所の設備として位置づけられるものであり、その帰属を明確にしておくこと。

(3) 規則第26条第3項第3号ロに規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置」とは、当該航空機給油取扱所に油流出止めに必要な土のう、油吸着剤等を有効に保有することをいうものであること。(H1.3.3 消防危第15号通知、H1.5.10消防危第44質疑)

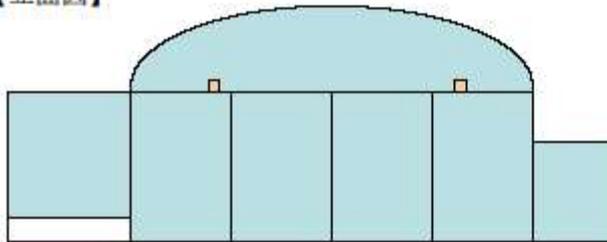
(4) 規則第26条第3項第4号の直接給油方式である航空機給油取扱所と規則第26条第3項第5号のハイドランド方式の航空機給油取扱所との形態上の差異は、ポンプ機器を給油取扱所の給油空地に設置しているか否かによるものであること。

(5) 自衛隊の緊急発進用航空機格納庫に収納されている航空機の燃料タンクに、格納庫外に停車している給油タンク車に設けられた給油設備を用いて直接給油を行

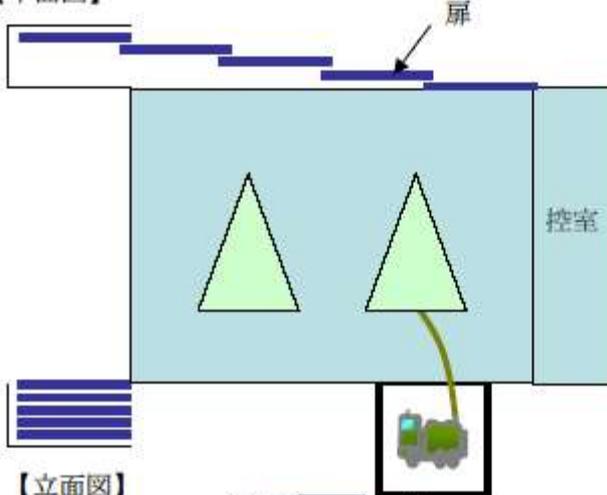
う施設（図4-10-2-11参照）は、出入する側に壁が設けられており、政令17条第2項第9号の規定に適合していないが、下記の条件に適合している場合には、当該規定に政令第23条を適用し、航空機給油取扱所として許可することができるものであること。（H17.12.19消防危第295号質疑）

- ア 航空機の出入する側は格納庫の前後に設けることとし、開口率は出入する側の見付面積のそれぞれ50%以上とする。
- イ 屋外の安全な場所に給油タンク車が停車し、かつ、直接給油するために必要な空地を確保し、当該場所を標示する。
- ウ 第3種泡消火設備又は第3種粉末消火設備（移動式のものを含む。）を格納庫と給油タンク車を包含するように設ける。
- エ 自動火災報知設備を設ける。
- オ 給油作業中は格納庫の前後の航空機の出入する側をすべて開放状態とする。
- カ 給油タンク車を定められた場所に停車させる。
- キ 給油タンク車の給油設備により航空機の燃料タンクに危険物を給油するときは当該燃料タンクと給油ホースを緊結する。

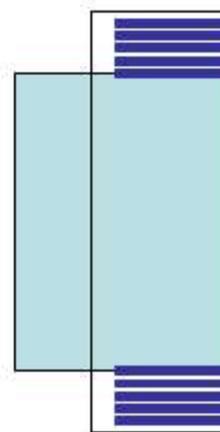
【立面図】



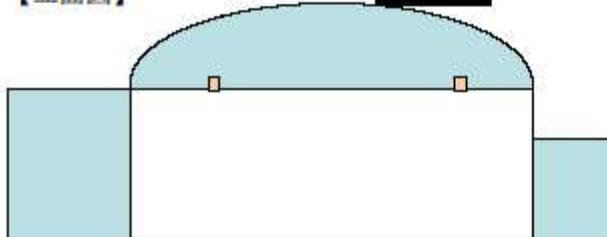
【平面図】



【側面図】



【立面図】



(6) 建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合は、以下のとおりとすること。

ア 設置及び許可範囲等について

- (ア) 壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。
- (イ) 規制を受ける部分は、建築物全体ではなく、給油設備、航空機に直接給油するための空地、配管、その他危険物関連機器等とすること。なお、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「危険物タンク」という。）は屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所として許可するものとし、ポンプ機器はこれらの許可施設に附属する設備として取り扱うこと。
- (ウ) ポンプ機器及び危険物タンク（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを含む。）は2階以上の階に設置しないこと。
- (エ) 貯蔵し、又は取り扱う危険物は、Jet A-1（日本工業規格K2209の航空タービン燃料油1号）とすること。また、航空機給油取扱所の許可数量については、建築物の屋上で航空機に給油する場合の1日の最大取扱量により算定すること。当該取扱量が指定数量の5分の1以上指定数量未満となる場合は、市町村条例に基づく少量危険物貯蔵取扱所としての基準が適用されるものであること。

イ 航空機給油取扱所の設備について

- (ア) 給油設備は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第26条第3項第1号ロの規定による、給油配管（燃料を移送するための配管をいう。）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器とすること。
- (イ) 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設けないこと。
- (ウ) 配管は、危政令第9条第1項第21号の規定の例によるほか、次によること。
 - a 配管から危険物が流出した場合において、危険物及び可燃性蒸気の建築物への流入を防止するため、以下のいずれかの措置を講ずること。
 - ・ さや管又はこれに類する構造物（パイプシャフト等）の中に配管を設置する。
 - ・ 屋外に配管を設置するとともに、建築物の開口部及びその上部の外壁部分への設置を避ける。
 - b 点検が容易でない場所に設ける配管及び建築物外に設置された危険物タンクと建築物との連絡部分に設ける配管の接合は、溶接その他危険物の流出のおそれがないと認められる方法によること。
 - c 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接合部分を設けないこと。
 - d 配管には、見易い箇所に取り扱う危険物の物品名を表示すること。なお、

当該表示については、屋内に設けられる配管にあつては、点検のために設けられた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあつては、見易い箇所1箇所以上表示すること。

e 屋上に電磁弁を設ける等により、給油量を管理し、必要以上の危険物が屋上に送油されないための措置を講ずること。

f ポンプ吐出側直近部分の配管に逆止弁を設ける等により、配管内の危険物がポンプ機器付近で大量に流出することを防止するための措置を講ずること。

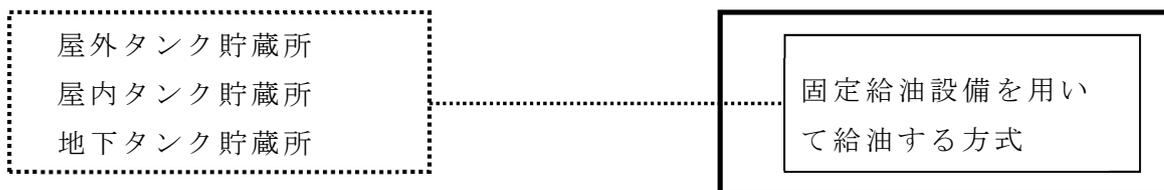
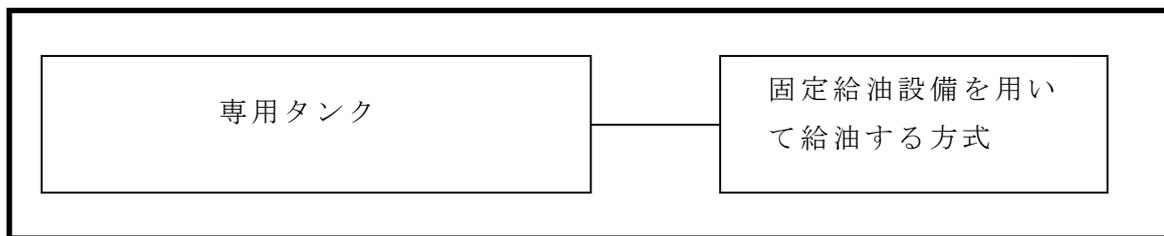
ウ ポンプ機器を停止する等により危険物タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。また、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(5) 消火設備については、危政令第20条の基準によるほか、第3種の消火設備を設置することが望ましいこと。

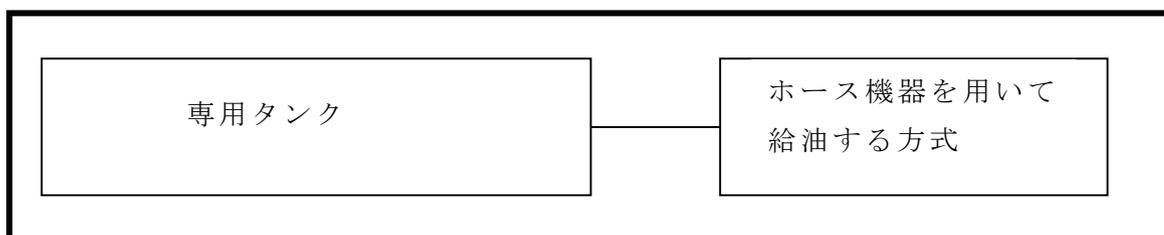
第4 船舶給油取扱所（政令第17条第3項第2号、規則第26条の2）

(1) 船舶給油取扱所は、次のとおり分類される。

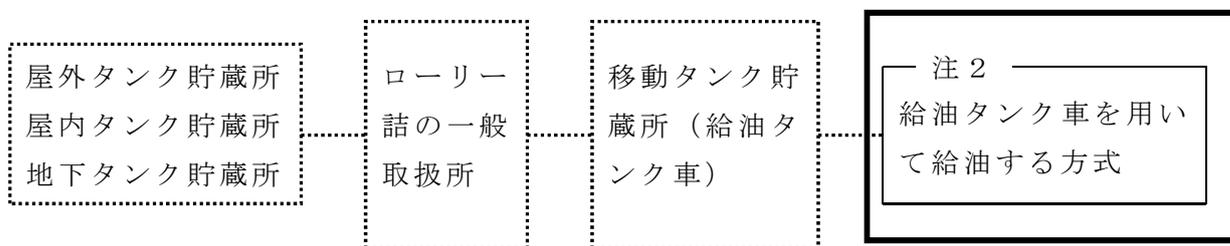
ア 直接給油方式（規則第26条の2第3項第4号）



イ ハイランド方式（規則第26条の2第3項第5号）



ウ 給油タンク車（レフューラー）方式（規則第26条の2第3項第6号）



注1： は、一の船舶給油取扱所を示す。

注2： 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

- (2) 規則第26条の2第3項第3号に規定する措置は、前記(3)の例による措置を講ずること。
- (3) 規則第26条の2第3項第3の2号に規定する「回収等の応急措置を講ずるための設備」とは、油吸着材を有効に保有することをいい、その保有する量は次の表のとおり、タンクの容量の区分に応じたものであること。(H1.3.3 消防危第15号通知)
- なお、当該タンクが複数存する場合は、そのうちの最大容量のタンクの容量に応じた量とすること。

表4-10-4-1 油吸着材の保有量

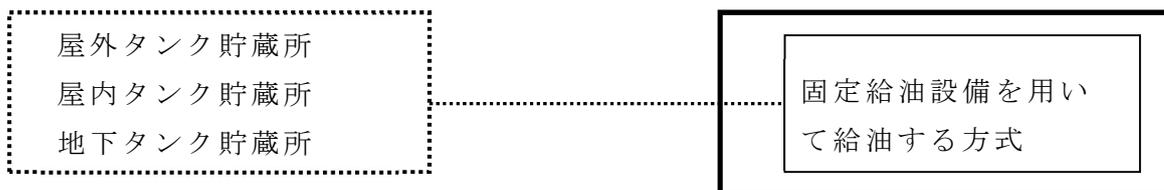
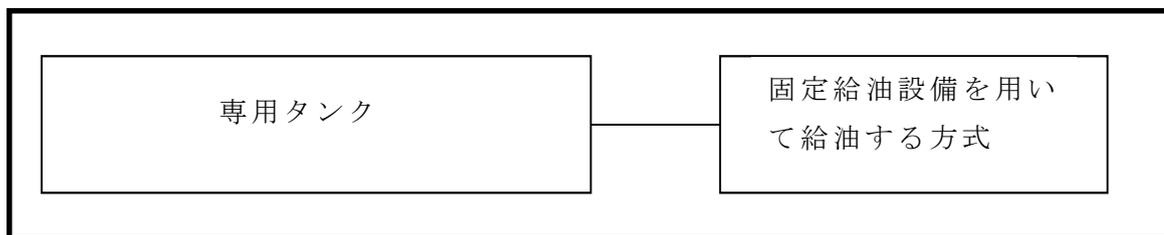
専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸着材の保有量
タンク容量30KL未満	30kg以上
タンク容量30KL以上 1,000KL未満	100kg以上
タンク容量 1,000KL以上	300kg以上

- (4) (2)の油流出防止設備及び(3)の流出油回収等応急措置の設備は兼用することができる。(H1.3.3 消防危第15号通知)
- (5) 油吸着材は収納庫に保管し、油吸着材及びオイルフェンスの保有量及び取り扱い方法を記載した掲示板等を設けるよう指導する。
- (6) 規則第26条の2第3項第6号の給油タンク車(レフューラー)方式の技術上の基準は、別記第57「給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針」によることができること。

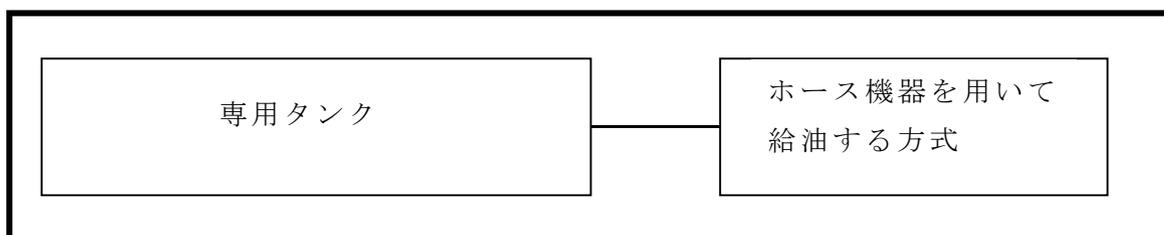
第5 鉄道給油取扱所（政令第17条第3項第3号、規則第27条）

鉄道給油取扱所は、次のとおり分類される。

(1) 直接給油方式（規則第27条第3項第4号）



(2) ハイドランド方式（規則第27条第3項第5号）



注：  は、一の鉄道給油取扱所を示す。

第6 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所（政令第17条第3項第4号）

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の基準については、次によること。（H10.3.11 消防危第22号通知）（H29.1.26消防危第31号一部改正）

第1 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備

- (1) 圧縮天然ガススタンドとは、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管（ガス栓（ガス事業法（昭和29年法律第51号）と高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用の境界となるガス栓で、通常「区分バルブ」といわれているもの）から先の部分に限る。）を主な設備とするものであること。（図1-1、図1-2参照）
- (2) 液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管を主な設備とするものであること。（図2-1、図2-2参照）
- (3) 防火設備（一般高圧ガス保安規則第6条第1項第39号の防消火設備又は液化石油ガス保安規則第6条第1項第31号の防消火設備のうち防火設備をいう。第1-3(1)及び(3)を除き、以下同じ。）とは、火災の予防及び火災による類焼の防止のための設備であって、次のものをいう。

ア 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第7条第1項に適合するものに限る。）を設けた施設にあつては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備。

イ 液化石油ガススタンドを設けた施設にあつては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近傍に設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備。

2 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備の位置、構造及び設備の技術上の基準

圧縮天然ガススタンド及びその防火設備については、一般高圧ガス保安規則第7条の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液化石油ガス保安規則第8条の規定によるほか、則第27条の3第6項各号に定める基準に適合することとされている。この場合、次の事項に留意すること。

(1) 圧縮天然ガススタンド関係

ア 圧縮機

- (ア) ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。
- (イ) 圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、貯蔵設備側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を貯蔵設備の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。
- (ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機を鋼板製ケーシングに収める方法、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

イ 貯蔵設備

貯蔵設備は、専用タンクの注入口及び則25条第2号に掲げるタンクの注入口（以下「専用タンク等の注入口」という。）から8m以上の距離を保つこと。ただし、地盤面下又は次の(ア)若しくは(イ)に適合する場所に設置される場合にあつてはこの限りでない。

- (ア) 専用タンク等の注入口に面する側に防熱板が設けられている場所等、専用タンク等の注入口の周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所。
- (イ) 専用タンク等の注入口との間に設けられた排水溝から、3m以上離れた場所。なお、当該排水溝は、荷卸し時等に専用タンク等の注入口付近で漏えいした危険物が、排水溝を越えて貯蔵設備側に流出することのないよう十分な流下能力を有するものであること。

ウ ディスペンサー

- (ア) ディスペンサーの位置は、給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）以外の場所とするほか、充填ホースを最も伸ばした状態においてもガスの充填を受ける自動車等が給油空地等に入らない等、自動車等が給油空地等においてガスの充填を受けることができない場所と

すること。ただし、則第27条の3第8項の規定による場合は給油空地に設けることができる。

- (イ) ディスペンサーを給油空地に設ける場合、則第27条の3第6項第6号イの規定により、防火設備の位置は給油空地等以外の場所とすることとされていることから、防火設備を設置することを要しないディスペンサーとすることが必要となること。
- (ウ) 可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、圧縮天然ガスに加え可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
- (エ) 自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充填口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。
- (オ) 著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車等の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カップラーをいうこと。
- (カ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

エ ガス配管

- (ア) ガス配管の位置は、給油空地等以外の場所とすること。ただし、則第27条の3第8項の規定による場合は給油空地に設けることができる。
- (イ) 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する例として、次のような方法があること。
 - a ガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法
 - b ガス配管を地下に埋設する方法
 - c ガス配管をトレンチ内に設置する方法
- (ウ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法があること。
- (エ) 漏れたガスが滞留するおそれのある場所の例として、ガスが有効に排出されないトレンチ内部があること。
- (オ) 則第27条の3第6項第4号ニ(3)ただし書に規定する配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界における4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。

また、当該設備は漏れたガスに対して防爆性能を有する構造のものとするほか、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆構造を有する構造のものであること。
- (カ) ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置とは、遮断弁及び遮断操作部

をいうこと。遮断弁は、圧縮機へ供給されるガスを受け入れるための配管及び貯蔵設備からガスを送り出すための配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

(2) 液化石油ガススタンド関係

圧縮機、貯蔵設備、ディスプレイ及びガス配管については(1)ア ((イ)を除く。)、イ、ウ ((ア)ただし書及び(イ)を除く。)、((ア)ただし書及び(カ)のガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。)の事項に留意するほか、受入設備及び充填用ポンプ機器については以下の事項に留意すること。

ア 受入設備

(ア) ローディングアーム、受入ホース等の受入設備の位置は、給油空地等以外の場所とするほか、当該受入設備に接続される液化石油ガスの荷卸し等を行う車両が給油空地等に入ることのない場所に設けること。

(イ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

イ 充填用ポンプ機器

(ア) 液化石油ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置としては、次のようなものがあること。

a 容積型ポンプにあっては、ポンプの吐出圧力が最大常用圧力を超えて場合に、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置。

b 遠心型ポンプにあっては、ポンプ吸入側で気体が吸入された場合にポンプを自動的に停止させる措置のほか、圧力が最大常用圧力を越えて上昇するおそれのあるものには、自動的に吐出液の一部をポンプ吸入側に戻すこと等により圧力を最大常用圧力以下とする措置

(イ) 自動車等の衝突を防止するための措置とは、充填用ポンプ機器の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。

(3) 防火設備関係

ア 防火設備の位置は、給油空地等以外の場所とすること。

イ 防火設備のポンプ機器の起動装置は、ポンプ付近に設けるほか、火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

3 地下室に貯蔵設備等を設置する圧縮天然ガススタンドの位置、構造及び設備の基準

地下室その他の地下に圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備等を設置する場合は、2(1)の該当事項を満足するほか、次の事項に留意すること。

(1) 地下室

ア 地下室には、地上に通じる階段を設けるとともに、当該階段の地上部分（以下「地上部分」という。）は、固定給油設備及び固定注油設備からそれぞれ給油ホース又は注油ホースの長さに加えた距離以上離し（地上部分を高さ2 m以上の不燃材料で造られた壁で区画する場合を除く。）、通気管の先端部から水平に4 m以上の距離を有すること。ただし、次の(ア)又は(イ)のいずれかの措置を講じた場合にあっては、通気管に対する距離を1.5 m以上とすることができる。

(ア) 地上部分の屋根、壁等を不燃材料で造り、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備（令第9条第1項第7号の防火設備をいう。以下第1-3(1)及び(3)において同じ。）を設けることにより、内部に可燃性蒸気が流入するおそれのない構造とする場合。なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラスのFIX戸に限り認められるものであること。

(イ) 地上部分が開放された構造で、次の要件を満足する場合。

a 地上部分に高さ60 cm以上の不燃性の壁を設け、当該地上部分の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること。

b 地下室に通じる階段の最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように検知設備（以下「可燃性蒸気検知設備」という。）を設けるとともに、当該設備と連動して作動する換気装置を設けること。

イ 地上部分は、専用タンク等の注入口より2 m以上離して設けること。ただし、当該地上に係る部分が、高さ2 m以上の不燃性の壁により専用タンク等の注入口と区画されている場合にあっては、この限りでない。

ウ 地上部分には、給油空地等、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと排水溝等により区画すること。

エ 地下室又は階段の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること。

オ 地下室の出入口及び吸排気口以外の開口部を設けないこと。

カ 階段の地上への出入口には、高さ15 cm以上の犬走り又は敷居を設けること。

キ 地下室上部にふたを設ける場合は、ふたのすき間等から漏れた危険物その他の液体が浸透しない構造とすること。

ク 地下室には、天井部等に漏れたガスが滞留しない構造とすること。

ケ 地下室には、点検等が可能な通路等を確保すること。

コ 地下室には、常用及び非常用の照明設備を設けること。

(2) 換気設備

ア 吸気口は、地上 2 m 以上の高さとし、通気管又は吸気口より高い位置にある危険物を取り扱う設備から水平距離で 4 m 以上離して設けること。ただし、吸気口を通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設ける場合は、この限りでない。

イ 排気口は、地上 5 m 以上の高さとし、ガスが滞留するおそれのない場所に設けること。

ウ 換気能力は 700 m³/h r 以上の換気能力を有する常時換気設備とすること。

エ 換気設備は、地下室の天井部等にガスが滞留しないように設けること

(3) ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知警報設備等

ア 地下室に設置される圧縮天然ガススタンドの設備の周囲の漏れたガスが滞留するおそれのある場所には、爆発下限界の 4 分の 1 以下の濃度でガスの漏えいを検知し、その濃度を表示するとともに警報を発する設備（以下「ガス漏えい検知警報設備」という。）を有効にガス漏れを検知することができるように設けること。また、ガス漏れを検知した場合に、設備を緊急停止することができる措置を講ずること。

イ 地下室に通じる階段には、可燃性蒸気が滞留するおそれのある最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように可燃性蒸気検知設備を設けること。ただし、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設けること等により、階段に可燃性蒸気が滞留するおそれのない場合にあっては、この限りでない。

ウ ガス漏れや可燃性蒸気の滞留が発生した場合、ガス漏えい検知警報設備及び可燃性蒸気検知設備により、地下室内に警報する措置を講ずること。

エ 地下室には、熱感知器及び地区音響装置を設けるとともに、事務所等へ受信機を設けること。

(4) その他

ア 地下室内には、室外から操作することのできる防消火設備を設けること。

イ ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備、換気設備、防火設備及び地下室内設置非常用照明設備には、停電時等に当該設備を 30 分以上稼働することができる非常用電源を設けること。

ウ 令第 17 条第 3 項で準用する同条第 2 項に定める屋内給油取扱所に設ける場合にあっては、令第 17 条第 2 項第 10 号の規定に抵触しない構造とすること。

4 その他の位置、構造及び設備の技術上の基準

- (1) 防火設備から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置することを等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとすること。
- (2) 簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備（地盤面に設置されたものを除く。）に達することを防止するための措置は、簡易タンク及び専用タンク等の注入口と圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとすること。
- (3) 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置とは、これらの設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法があること。
- (4) 圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備（ガスが通る部分で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置としては、簡易タンクと圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備との間に防熱板等を設置する方法があること。

5 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合

(1) 要件

下記ア又はイのいずれかの要件を満たす場合は、則第27条の3第6項第4号ハ(1)及び二(1)の規定にかかわらず、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができる。なお、当該給油空地は、固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地をいい、懸垂式の固定給油設備のうちホース機器の下方に保有する空地は含まれないこと。

ア 給油空地において、ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（以下「ガソリン等」という。）を取り扱わず、軽油のみを取り扱う場合。

イ 次の(ア)～(ウ)に掲げる措置をすべて講じた場合

(ア) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を設置した給油空地bに設ける固定給油設備の構造及び設備は次によること。

a 給油ホース（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。）の先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

b 手動開閉装置を備えた給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定す

る装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があり、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同じ。）にあつては、次の(a)及び(b)によること。

- (a) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。
- (b) 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置するものがあること。緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差し込んで発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離脱カップラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。
- c 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。この場合、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15リットル毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。
- d 1回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を越えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。当該構造は(a)及び(b)によること。
 - (a) 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。
 - (b) 1回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は100リットルを標準とすること。
- e 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。）には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、立上がり配管遮断

弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。）によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

- (イ) 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分（以下「圧縮天然ガス充填場所等」という。）に達することを防止するための措置を講ずること。

当該措置の例として、給油空地を傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮天然ガス充填場所等とが重複しないようにする方法がある。この場合、次の事項に留意すること。

a ガソリン等の漏えいが想定される範囲について

(a) 漏えい起点となる範囲

固定給油設備又は給油中の自動車等からガソリン等が漏えいする場合、その漏えい起点となる範囲は、給油するために給油ノズルが固定給油設備から自動車等の給油口まで移動する範囲及びガソリン等を給油するために自動車等が停車する場所とすること（図3参照）。

(b) 漏えい想定範囲

ガソリン等の漏えいが想定される範囲は、(a)の漏えい起点となる範囲から、当該給油空地の形態に応じ、申請者により検証された漏えい想定範囲とするほか、図4に示す漏えい想定範囲を参考とすることができること。

b 圧縮天然ガス充填場所等について

(a) 圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー付近で、圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所とすること。

(b) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分とすること。

c その他

a又はbに関する事項について、当該場所の範囲を確認するため、許可申請書の添付書類においてその場所（範囲）を明らかにしておくこと。また、給油空地の傾斜に応じ圧縮天然ガス充填場所等やアイランドを適切に配置した例を

図5、図6示す。

(ウ) 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

(2) その他

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮天然ガス用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮天然ガスの充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。ただし、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。

第2 留意事項

1 消防法上の設置の許可に係る事項

(1) 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法の許可（高圧ガス保安法第5条及び第14条）を受ける必要がある。この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に消防法の許可申請を受理する必要があること。なお、則第27条の3第6項第4号から第6号に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定（圧縮天然ガススタンドにあつては一般高圧ガス保安規則第7条中の当該設備に係る規定、液化石油ガススタンドにあつては液化石油ガス保安規則第8条中の当該設備に係る規定。これらの規定を以下「高圧ガス保安法の規定」という。）に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

(2) 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第20条）が行われることを踏まえ、高圧ガス保安法の規定に係る完成検査（消防法第11条第5項）においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

2 予防規程の中に、圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること。

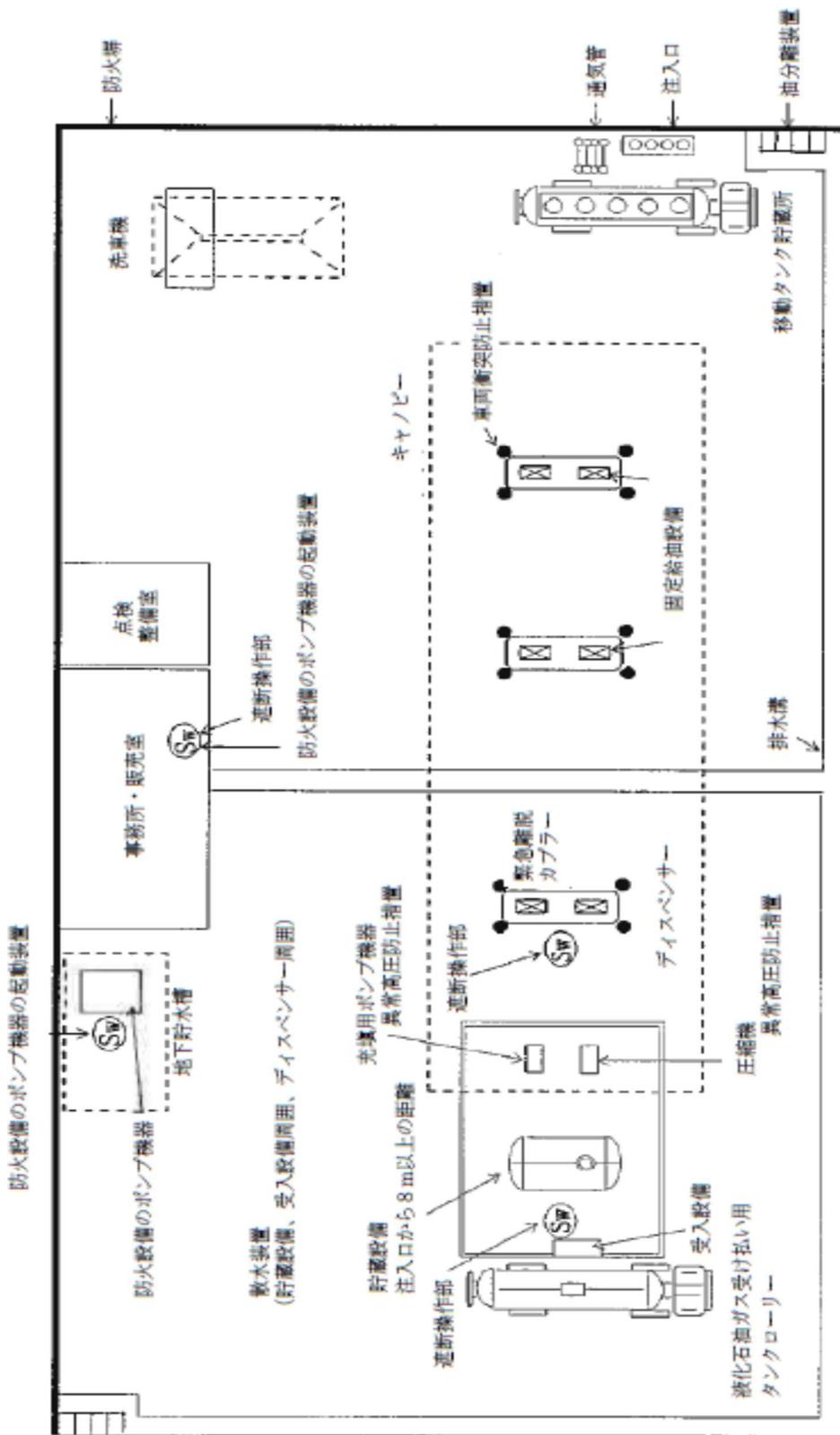


図2-1 液化石油ガス充填設備設置給油取扱所のモデル図

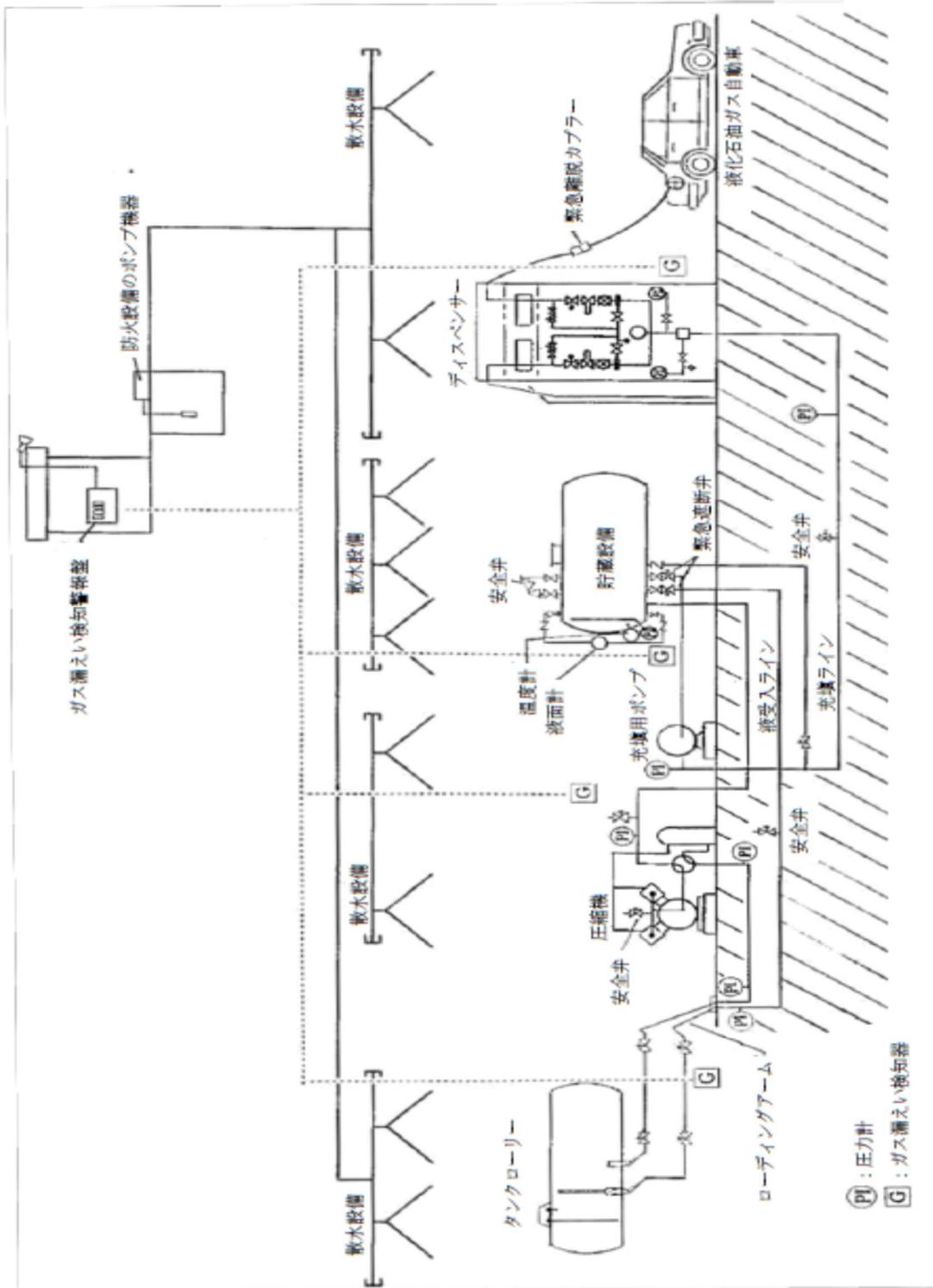


図2-2 液化石油ガススタンドの概要図 (例)

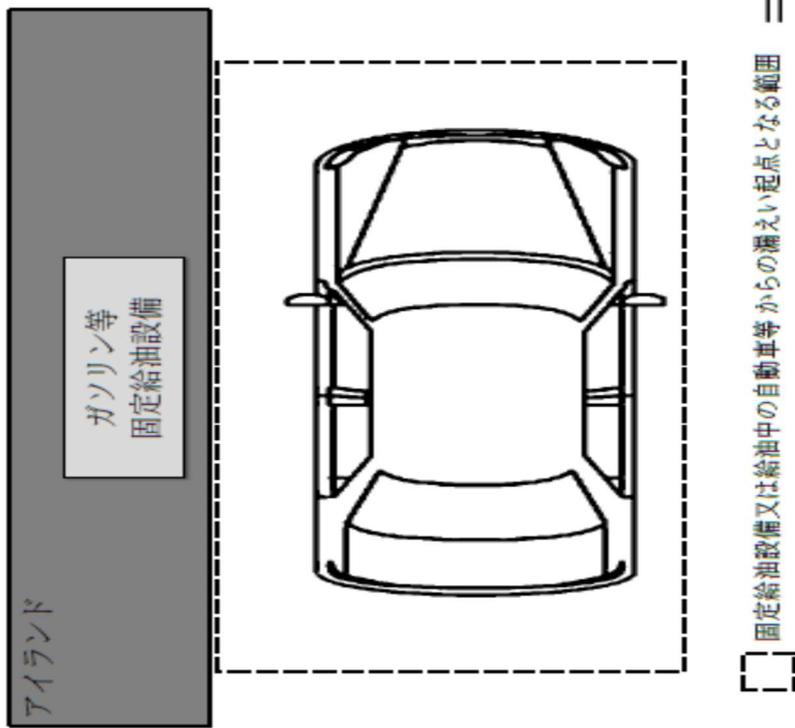


図3 漏えい起点となる範囲

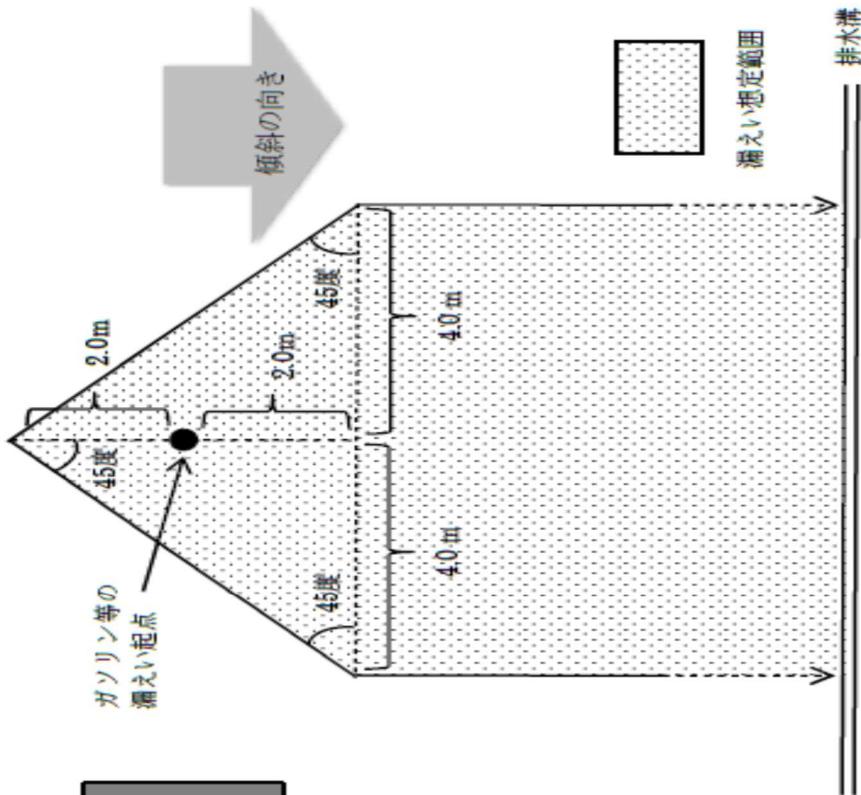


図4 検証に基づく漏えい想定範囲
 条件
 給油ノズルの吐出量：毎分50リットル
 傾斜の勾配：1/100～1/75

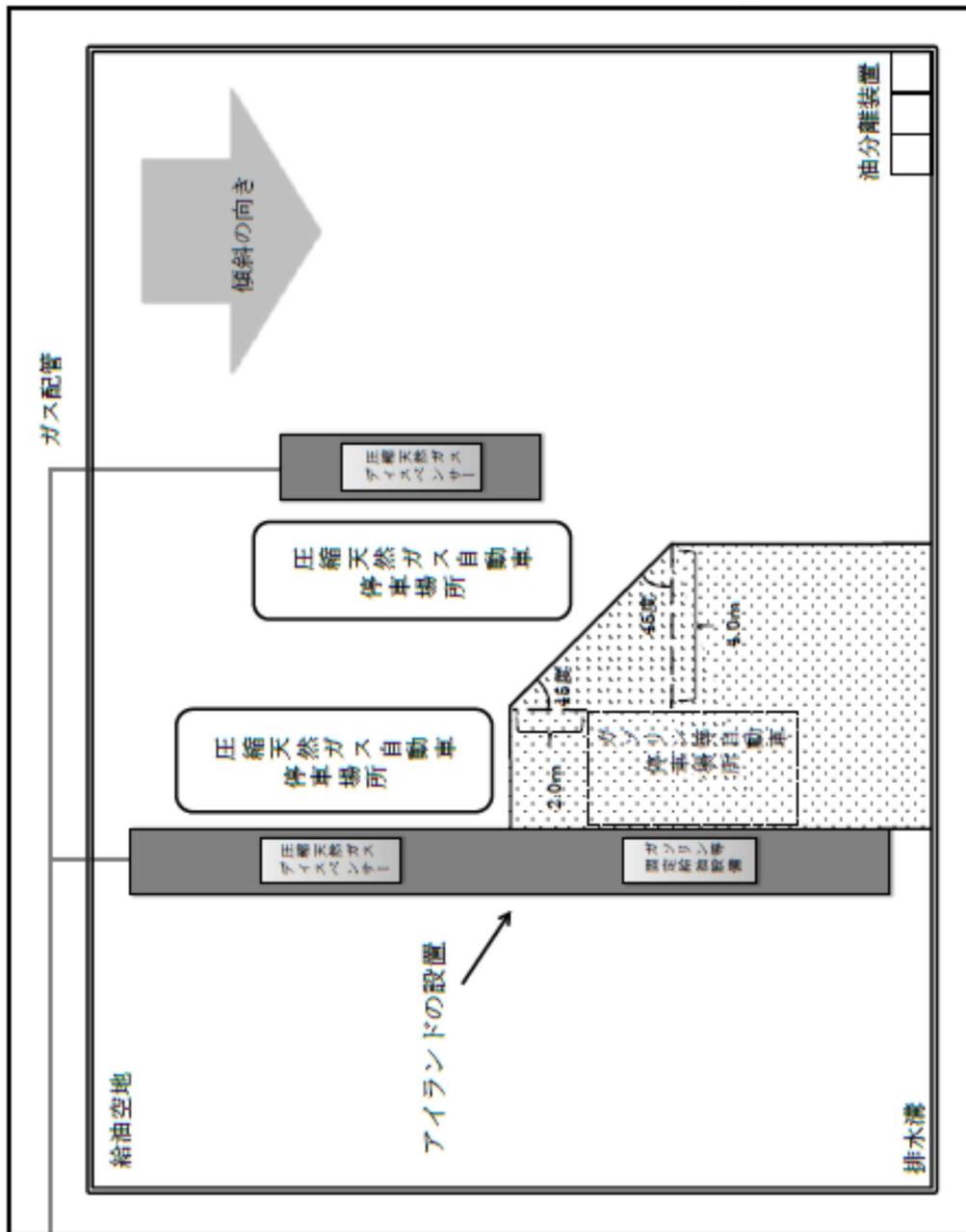


図 5 具体例 1

条件 { 給油ノズルの吐出量：毎分 50 リットル }
 傾斜の勾配：1/100～1/75

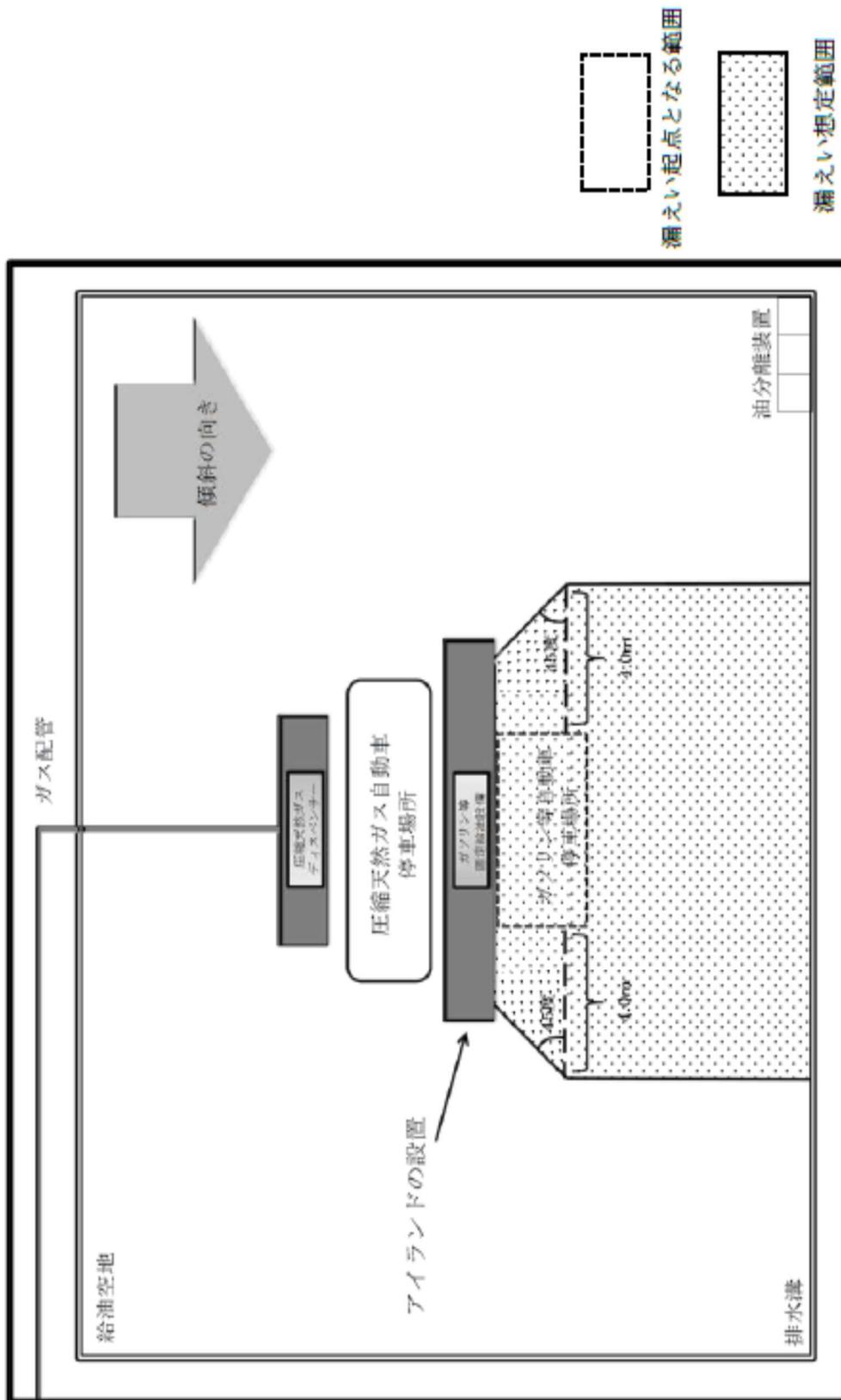


図6 具体例2

給油ノズルの吐出量：毎分50リットル
 条件 傾斜の勾配：1/100～1/75

第7 電気を動力源とする自動車等に水素を充てんするための設備を設ける給油取扱所 (政令第17条第3項第5号)

(平成27.6.5 消防危第123号通知) (令和1.8.27 消防危第118号一部改正)

(令和3.3.30 消防危第52号一部改正)

圧縮水素充填設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、次によること。

1 圧縮水素スタンド、防火設備及び温度の上昇を防止するための装置の定義に関する事項 (規則第27条の5第5項第1号)

(1) 圧縮水素スタンド

圧縮水素スタンドとは、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1項第25号に定める「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、水素を製造するための改質装置、液化水素を貯蔵する液化水素の貯槽、液化水素を直接昇圧する液化水素昇圧ポンプ、液化水素を気化する送ガス蒸発器、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充填するディスペンサー、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスを外部から受け入れるための受入設備の一部で構成されている。

また、改質装置とは、ナフサなどの危険物のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原料として、これを改質し水素を製造する装置をいう。

(2) 防火設備

防火設備とは、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(3) 温度の上昇を防止するための装置

温度の上昇を防止するための装置とは、蓄圧器及び圧縮水素を供給する移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

2 圧縮水素スタンドの各設備に係る技術上の基準に関する事項

圧縮水素スタンド(常用の圧力が82MPa以下のものに限る。以下同じ。)を構成する各設備は、一般高圧ガス保安規則第7条の3又は第7条の4の規定によるほか、規則第27条の5第5項第3号に定める基準に適合することとされているが、この場合、次の事項に留意すること。

(1) 液化水素の貯槽

自動車等(自動車、原動機付自転車その他の当該設備に衝突した場合に甚大な影響を及ぼすおそれのあるものをいう。以下同じ。)の衝突を防止するための措置とは、液化水素の貯槽の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、液化水素の貯槽を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

(2) 液化水素昇圧ポンプ

自動車等の衝突を防止するための措置とは、液化水素昇圧ポンプの周囲に保護柵又はポール等を設ける必要があること。なお、液化水素昇圧ポンプを自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

(3) 送ガス蒸発器

自動車等の衝突を防止するための措置とは、送ガス蒸発器の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、送ガス蒸発器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

(4) 圧縮機

ア ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうこと。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。

イ 圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、蓄圧器側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を蓄圧器の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えないこと。

ウ 自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、圧縮機を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

(5) 蓄圧器

自動車等の衝突を防止するための措置とは、蓄圧器の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、蓄圧器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

(6) ディスペンサー

ア 自動車等のガスの充填口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充填口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいうこと。

イ 著しい引張力が加わった場合に当該充填ホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁がはたらく緊急離脱カプラーをいうこと。

ウ 自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。

エ 自動車等の衝突を検知する方法とは、衝突センサー等を設ける方法があること。

(7) 液化水素配管及びガス配管

ア 自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する例としては、次のような方法があること。

(ア) 液化水素配管及びガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法

(イ) 液化水素配管及びガス配管を地下に埋設する方法

(ウ) 液化水素配管及びガス配管をトレンチ内に設置する方法

イ 自動車等の衝突を防止するための措置とは、液化水素配管及びガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法があること。

ウ 液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置とは、液化水素配管又はガス配管が地上部（キャノピー上部を除く。）に露出している場合に液化水素配管及びガス配管の周囲に防熱板を設ける方法があること。

エ 配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスの爆発下限界における4分の1以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいうこと。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある

場所に設置される場合にあつては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

オ 蓄圧器からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、蓄圧器からガスを送り出すためのガス配管に設けること。また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

(8) 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備

ア 受入設備とは、液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入れのために設置される設備であり、例えば液化水素の充填車両と液化水素の貯槽との接続機器等（受入ホース、緊結金具等）や液化水素の貯槽の充填口等をいう。

イ 給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所とは、給油空地等に液化水素、圧縮水素又は液化石油ガスの充填車両が停車し、又は受入設備と当該充填車両の接続機器（注入ホース、緊結金具等）等が給油空地等を通じた状態で受入れを行うことができない場所であること。

ウ 自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。なお、受入設備を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなすこと。

3 その他の技術上の基準に関する事項（規則27条の5第6項）

(1) 改質装置、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に設置する障壁は、次のいずれかによるものとする。なお、液化水素の貯槽については、加圧蒸発器及びバルブ類、充填口、計測器等の操作部分が障壁の高さよりも低い位置となるように設置すること。

ア 鉄筋コンクリート製

直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであつて堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

イ コンクリートブロック製

直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充填した厚さ15cm以上、高さ2m以上のものであつて堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のもの。

ウ 鋼板製

厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれにも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであつて堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

(2) 防火設備又は温度の上昇を防止するための装置から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとすること。

- (3) 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、ディスペンサーに達することを防止するための措置とは、固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等とディスペンサーの間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状態及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。
- (4) 固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置とは、これら設備の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法があること。
- (5) 圧縮水素スタンドの設備から火災が発生した場合に簡易タンクへの延焼を防止するための措置とは、簡易タンクと圧縮水素スタンドの設備の間に防熱板を設ける方法があること。
- (6) 固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置とは、固定給油設備又は固定注油設備における火災の輻射熱により、液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置をいうこと。

液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置としては、障壁により輻射熱を遮る措置や、障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置が考えられる。なお、その他の方法により有効に火災の輻射熱による液化水素の貯槽内の圧力の著しい上昇を防止する対策についても今後検討していく必要がある。

ア 障壁により輻射熱を遮る措置

固定給油設備及び固定注油設備と液化水素の貯槽との間に、液化水素の貯槽の高さよりも高い障壁を設けること。

なお、液化水素の貯槽の高さとは、地盤面から貯槽の貯蔵容器の頂点までの高さであること。

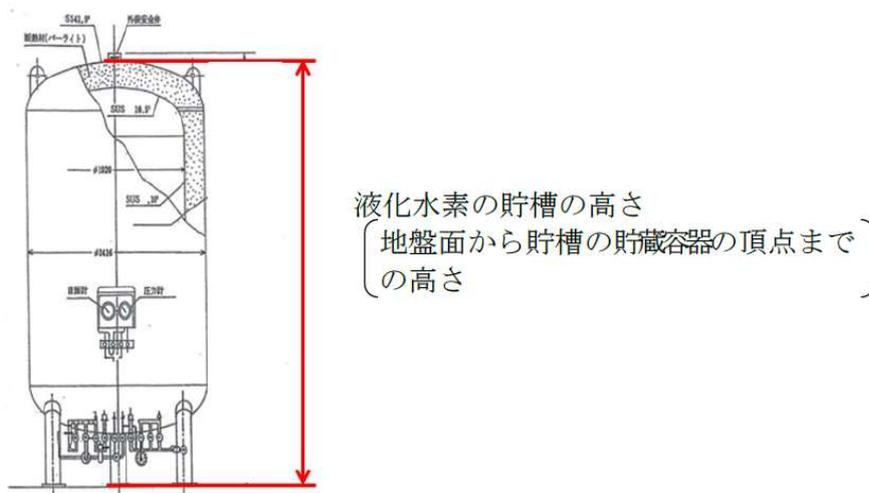


図1 液化水素の貯槽の高さ

イ 障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置（障壁の高さが液化水素の貯槽の高さ以下の場合）

液化水素の貯槽が、火災時の火炎に30分間以上耐えることができ、かつ、貯槽の外面の温度が650℃までであれば貯槽内の許容圧力を超えないよう安全装置の吹き出し量が設計されているもの（注）については、30分以内に貯槽表面の温度が650℃に達しないことを前提として、例えば、障壁の高さが2mの場合については、表1に示す措置を講ずること。なお、1の固定給油設備でガソリン

と軽油の両方の油種を給油出来る場合は、両方を満たすよう措置を講ずること。

注) 「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」(20121204商局第6号)「13. 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置」2.2(2)イ(i)参照

表1 高さ2mの障壁における障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置

対称設備	油種	最大吐出量	措置	
			障壁から必要な最短水平距離を確保する方法 (図2参照)	固定給油設備及び固定注油設備から必要な最短水平距離を確保する方法 (図3参照)
固定給油設備	ガソリン	50 L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.1m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で3.9m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
	軽油	180 L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		90 L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で5.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
固定注油設備	灯油	180 L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で3.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.5m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		60 L/min 以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で4.0m以上離して設置すること。 この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。

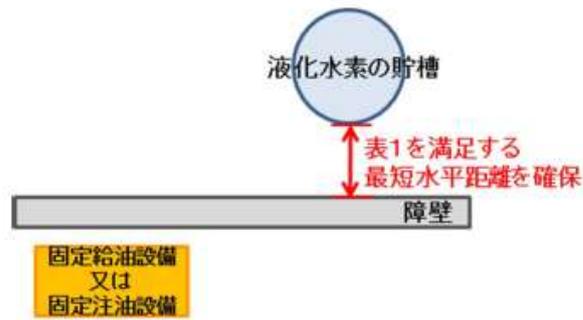


図2 障壁から必要な最短水平距離を確保する方法

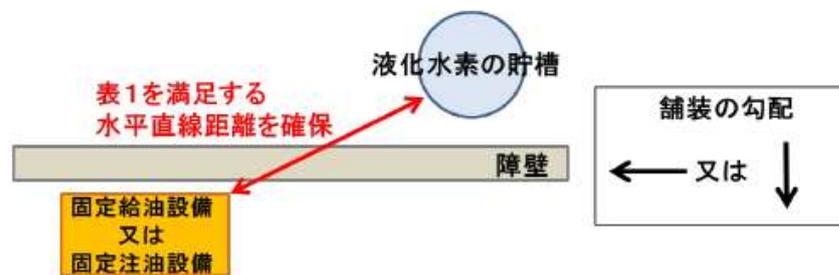


図3 固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法

4 圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管の給油空地への設置に係る技術上の基準に関する事項

(1) 規則第27条の5第5項第3号ト(1)及びチ(1)の規定にかかわらず、次に掲げる措置の全てを講じた場合、又は給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合は、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができること。なお、懸垂式の固定給油設備のうちホース機器の下方に保有する空地は含まれないこと。

ア 固定給油設備のうち、ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を設置するものの構造及び設備は次によること。

(ア) 給油ホース（ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの又は第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの（以下「ガソリン等」という。）を取り扱うものに限る。以下同じ。）の先端部に、手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

(イ) 手動開閉装置を備えた給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の2種類があり、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン等を取り扱うものに限る。以下同

じ。)を設ける固定給油設備は、次の措置を講ずること。

a 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等があること。

b 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造のものとする。構造の具体的な例として、給油ホースの途中で緊急離脱カップラーを設置するものがあること。緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差し込んで発信した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。なお、緊急離脱カップラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけではなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要があること。

(ウ) 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとする。この場合、手動開閉装置を固定する装置を備えた給油ノズルにあっては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにおいて、15 リットル毎分程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(エ) 1回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。当該構造は次によること。

a 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。

b 1回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は100 リットルを標準とすること。

(オ) 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあっては、ホース機器。）には、当該設備が転倒した場合において当該設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。当該措置の例として、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。）によること。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

イ 固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、給油空地内の圧縮水素を充填するために自動車等が停車する場所及び圧縮水素スタンドのディス

ペンサー及びガス配管が設置されている部分（以下「圧縮水素充填場所等」という。）に達することを防止するための措置を講ずること。

当該措置の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮水素充填場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮水素充填場所等とが重複しないようにする方法がある。

なお、ガソリン等の漏えいが想定される範囲や配置の例については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について（通知）」（平成10年3月11日付け消防危第22号）第1の5（1）、イ（イ）に掲げる留意事項を参考とすること。

ウ 火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置（緊急停止スイッチ）を設けること。火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

- (2) 圧縮水素スタンドのディスプレイペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮水素用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮水素の充填に支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えないこと。

この場合、ディスプレイペンサー及びPOS用カードリーダー等の設備は、漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあっては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものであること。

5 留意事項

- (1) 消防法上の設置の許可に係る事項

ア 圧縮水素充填設備設置給油取扱所を設置する場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条又は第14条の許可を受ける必要がある。その場合、高圧ガス保安法の許可後に消防法の許可を行う必要があること。なお、規則第27条の5第5項第3号に掲げる設備が、一般高圧ガス保安規則第7条の3又は第7条の4中の当該設備に係る規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行うこと。

イ 高圧ガス保安法に係る設備については、他の行政庁等により完成検査（高圧ガス保安法第20条）が行われることを踏まえ、規則第27条の5第5項第3号に掲げる設備における完成検査（消防法第11条第5項）においては、他の行政庁等による完成検査の結果の確認をもって行うことができるものとする。

(2) 予防規程に定めるべき事項

予防規程の中に、圧縮水素等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること（規則第60条の2第11号）。

(3) その他

圧縮水素スタンドに係る高圧ガス関連設備については、様々な仕様のもものが設置される可能性があることから、固定給油設備から漏えいしたガソリン火災の輻射熱の影響等の検証を行う際には、総務省消防庁の輻射熱計算シミュレーションツールを活用すること。

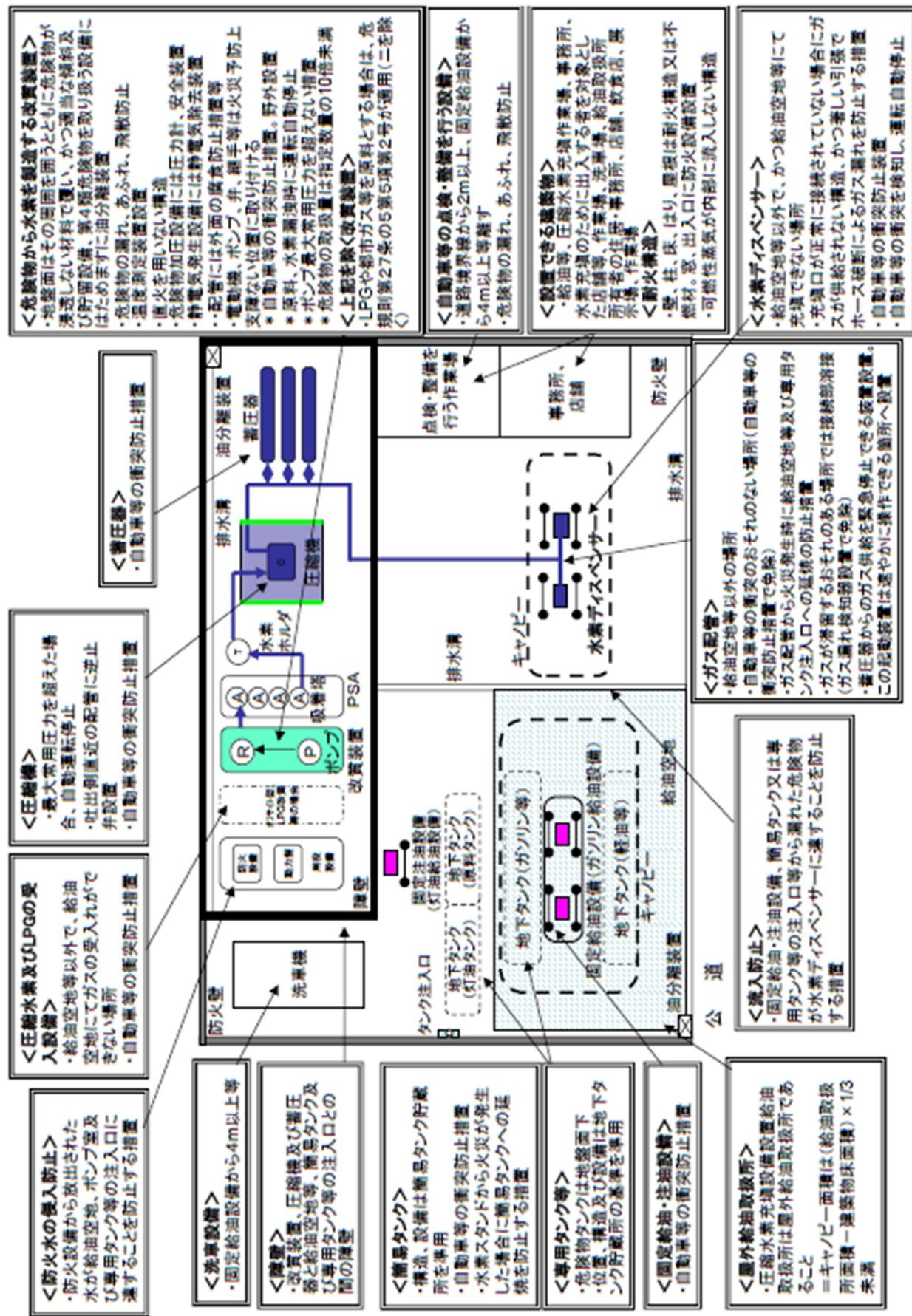


図4 改質装置を設置する圧縮水素充填設備設置給油取扱所の例

第8 自家用給油取扱所（政令第17条第3項第6号）

- 1 給油取扱所は、給油する自動車等の一部又は全部が給油空地からはみ出たまま給油することのない広さを確保すること。
- 2 給油空地は、1によるほか給油車両が後退又は折り返しをせずに入出りできる広さとする。
- 3 自動車等の出入りする側は、道路又は幅4メートル以上の構内道路（構内空地を含む。）に接しており、自動車等の出入りが可能な側であること。
- 4 給油取扱所内に、自動車等の冷暖房用として設けられた燃料タンク（灯油）に直接給油するための固定給油設備を設けることができる。（S44.4.24 消防予第133号質疑）
- 5 自家用給油取扱所の固定給油設備と屋外タンク貯蔵所の接続に係る運用（H27.4.24消防危第91号通知）
次に掲げる事項に適合する場合に限り、給油取扱所敷地外の地上に設置された屋外タンク貯蔵所を自家用給油取扱所の専用タンクとして接続することができる。
 - (1) 平成27年4月24日付け消防危第91号通知に基づき施工すること。
 - (2) 危険物保安技術協会の性能評価を受けており、屋外タンク貯蔵所の構造及び設備に係る技術上の基準に適合していること。

第9 団地造成工事現場等に設ける自家用給油取扱所

1 適用範囲

宅地造成等の工事現場において、当該工事の期間中、貯蔵タンクより重機械車両等に燃料を給油及び潤滑油の小分けを行うためのものであること。

2 当該施設の技術上の基準については、次によること。

- (1) 政令第17条第1項第2号に規定する地盤面については、次によることができる。
 - ア 地盤面の表面は、当該自動車等の出入口及び給油する際の停車位置を周囲の地盤面より高くし、かつ、表面に適当な傾斜を設けること。
 - イ 地盤面は、強く打ち固めることによって、コンクリート等の舗装に代えることができる。
 - ウ 排水溝及び油分離装置は、当該自動車等の出入口を除き空地の周囲に20センチメートル以上の土盛等をするにより、これに代えることができる。
- (2) 当該施設の周囲には、柵等を設け明確に区画すること。
ただし、漏れた危険物が周囲に流出するおそれのあるときは、土堤等を設け流出防止の措置を講ずること。（S48.11.6 消防予第146号質疑）
- (3) 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた全長5メートル以下の給油ホース及びこれらの先端に蓄積される静電気を有効に除去するための装置を設けること。（S48.11.6 消防予第146号質疑）

- (4) (3)の給油のための装置には、給油量を計量することのできる計器を設けること。
- (5) 当該施設の規制範囲は、貯蔵タンクを含む設備一体とすること。
- (6) 貯蔵タンクに屋外貯蔵タンクを用いるものにあつては、次によること。
 - ア 屋外貯蔵タンク 1 基の容量は、1 万リットル以下とすること。
 - イ 屋外貯蔵タンクの構造及び設備は、政令第11条第 1 項第 4 号から第10号まで、第11号、第11号の 2 及び第12号の屋外タンク貯蔵所の基準に適合すること。
 - ウ 消火設備は、政令第20条に定める屋外タンク貯蔵所の例によること。
- (7) 貯蔵タンクに移動貯蔵タンクを用いるものにあつては、次によること (S48. 11. 6 消防予第 146号質疑)
 - ア 移動貯蔵タンクは、道路運送法第11条に定める自動車番号標を有しないものであること。
 - イ 給油設備は、当該移動貯蔵タンクのシャーシフレームに堅固に固定されていること。
 - ウ 移動貯蔵タンクは、政令第15条第 1 項に定める構造の基準に適合すること。
 - エ 給油のための装置のエンジン及びエンジンの排気管は、危険物を収納するタンクとの間に0.5メートル以上の間隔を設けること。
 - オ エンジンの排気管には、引火を防止するための装置を設けること。
 - カ 移動貯蔵タンクは、給油を受ける車両の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

第10 メタノール等の給油取扱所（政令第17条第4項）

第四類の危険物のうちメタノール又はこれを含するもの（以下「メタノール等」という。）を取り扱う給油取扱所の基準については、次によること。（H. 25消防危第28号通知）

1 メタノール等の燃料

- (1) 「メタノール」とは、メタノール100 パーセント（M100）をいい、「これを含するもの」には、メタノールが含まれる他の自動車燃料をいうものであること。
- (2) メタノールを含するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみではなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれるものであること。

2 削除

3 技術上の基準に関する事項

メタノール（M100に限る。）を取り扱う場合は、前記1によるほか、次によること。（規則第28条の2第2号）

- (1) 専用タンク等の開口部

メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあっては、施錠されている等通常開放できない構造とすること。

(2) メタノール検知装置

ア メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「メタノール検知装置」という。）には、メタノールの蒸気を検知する装置又はメタノールの水溶液を検知する装置とすること。

イ メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合であって、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検査するための管を設ける場合には、当該管にメタノール検知装置を取り付けること。

(3) 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備

メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となる場合には、当該注入口には弁を設けないことができること。

(4) 専用タンク等の通気管

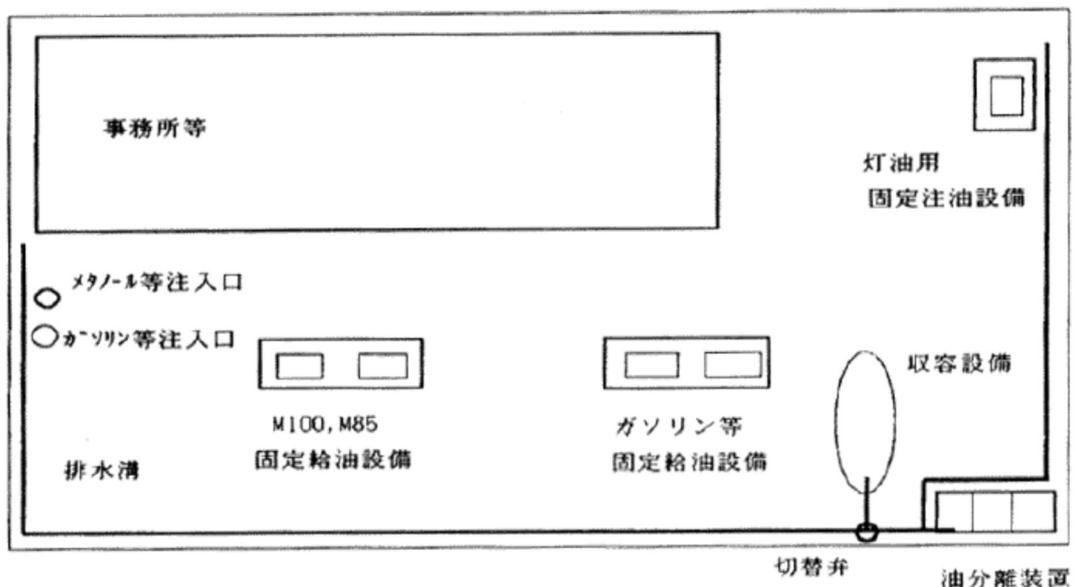
メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式とすること。

(5) 消火設備

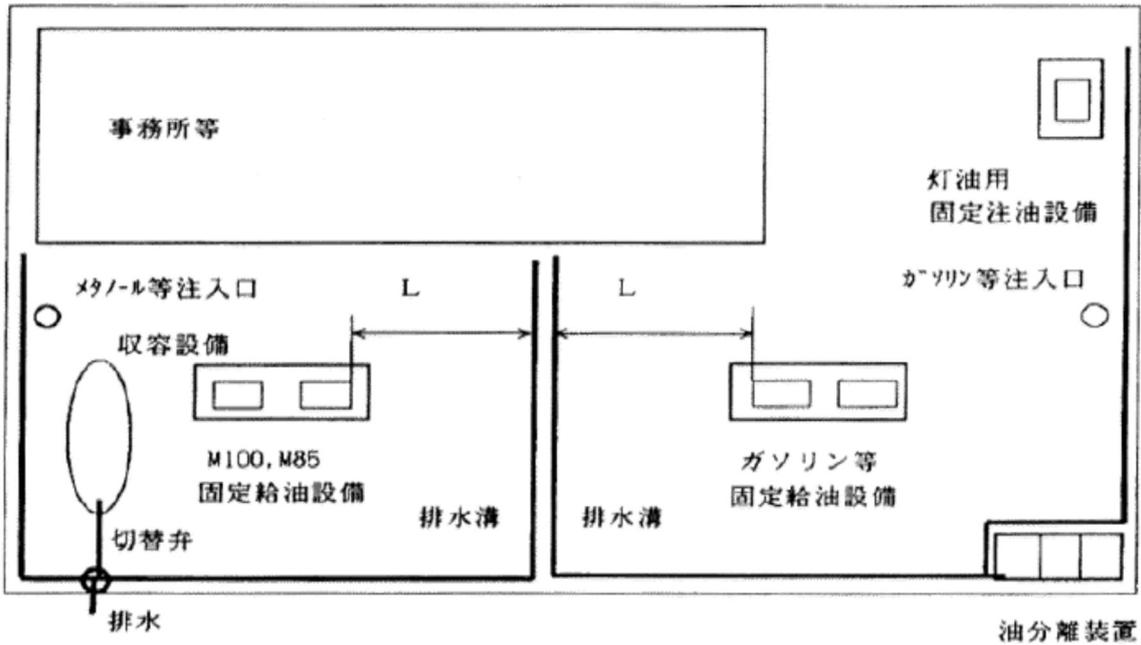
メタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備（大型消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とすること。

図4-10-9-1 収容設備等の接続例

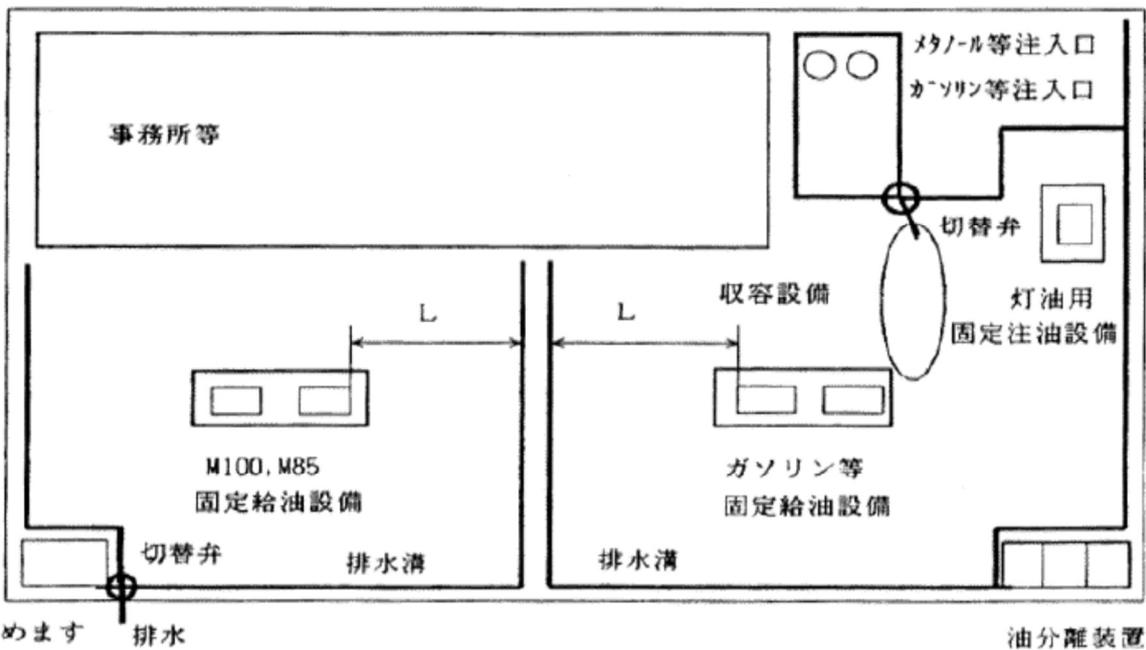
(その1) 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝と兼用）の例



(その2) メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口にかかる排水溝等と兼用）の例



(その3) メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口にかかる収容設備を兼用）の例

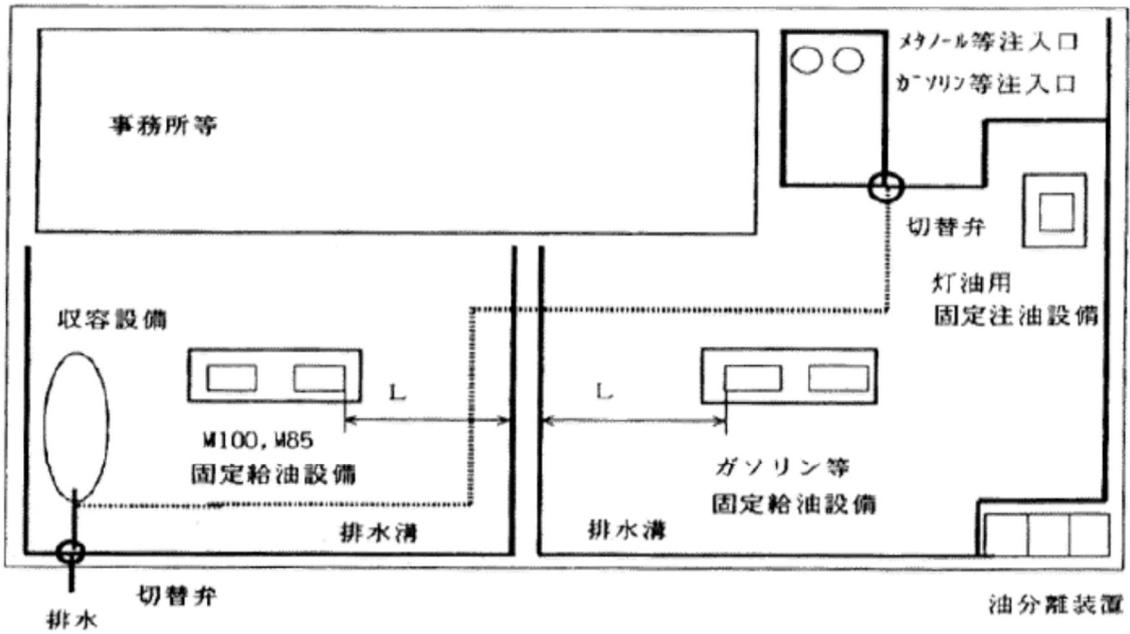


ためます 排水

油分離装置

注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

(その4) メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口にかかる収容設備を兼用）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第11 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（政令第17条第5項）

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の基準については、次によること。（H10.3.13消防危第25号通知）

1 給油取扱所の表示（規則第28条の2の5第1号）

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の表示は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うこと。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

2 顧客用固定給油設備（規則第28条の2の5第2号）

顧客用固定給油設備は、次によること。

(1) 手動開閉装置（規則第28条の2の5第2号イ）

給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（以下「ラッチオープンノズル」という。）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（以下「非ラッチオープンノズル」という。）の二種類があること。

(2) ラッチオープンノズル（規則第28条の2の5第2号イ）

ラッチオープンノズルにあつては、次によること。

ア 給油ノズル内の危険物の圧力の低下を感知して自動的に手動開閉装置を閉鎖する構造、又は給油ノズルの手動開閉装置が閉鎖していなければポンプ起動ができない構造等とすること。

イ 脱落時停止装置は、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等とすること。

ウ 可燃性蒸気回収装置は、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造等とすること。

なお、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造とすること。

(3) 給油時の静電気火災の防止対策（規則第28条の2の5第2号ハ）

給油時の静電気火災を防止するため、次の対策を講ずること

ア ノズルの導電性の確保

ノズルの握りの部分及びレバーは導電性を有すること。

イ 給油キャップ開放時の静電気火災の防止

静電気除去シートにおける説明書を視認できる位置に表示すること。

(4) 満量自動停止装置及び給油時の吹きこぼれ対策（規則第28条の2の5第2号ニ）

ア ラッチオープンノズル

固定装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。

イ 非ラッチオープンノズル

15リットル毎分程度（軽油専用で吐出量が60リットル毎分を超えるものにあつては、25リットル毎分程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

ウ 当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ再び給油をすることができない構造とすること。

エ スプラッシュガードの設置

給油ノズルにスプラッシュガード（ガソリン等が吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐためのつば状の部品）を設置すること。

(5) 給油ホース緊急離脱カップラー（規則第28条の2の5第2号ホ）

給油ホースには、自動車等の誤発進により著しい引張力（2000ニュートン）が加わった場合に安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する緊急離脱カップラーを設けること。

(6) 誤給油防止構造（規則第28条の2の5第2号へ）

次のアからウいずれかの構造であること。

ア コンタミ（Contamination の略）防止装置

車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し、油種を判定し（ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。）、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造とすること。

イ 油種別給油ポンプ起動方式

次のいずれかの方法により、顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合にのみ給油を開始することができる構造とすること。

(ア) 監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種設定をする構造

(イ) 顧客が自ら顧客用固定給油設備で油種設定をする構造等

ウ ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）である場合は、誤給油防止構造とみなすこと。

(7) 給油量及び給油時間の設定（規則第28条の2の5第2号ト及び規則第40条の3の10第2号）

顧客用固定給油設備の給油量は、ガソリンにあつては100リットル、軽油にあつては200リットル、給油時間は4分をそれぞれ標準とし設定できるものであること。ただし、大型トラック専用の給油取扱所に設置するものにあつては、この限りでない。

(8) 感震器（規則第28条の2の5第2号チ）

地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止するため、感震器を設け

るとともに、感震器は震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。

この場合、顧客用固定給油設備又は事務所等に設置すること。

3 顧客用固定注油設備（規則第28条の2の5第3号）

顧客用固定注油設備は、次によること。

(1) 満量自動停止装置（規則第28条の2の5第3号ロ）

注油ノズルが15リットル毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ再び注油を開始することができない構造とすること。

(2) 注油量及び注油時間の設定（規則第28条の2の5第3号ハ）

当該設定値は、注油量100リットル、注油時間6分をそれぞれ標準とし、設定できるものであること。

(3) 感震器（規則第28条の2の5第3号ニ）

上記2(7)に準じて設けること。

4 固定給油設備等及び簡易タンク（規則第28条の2の5第4号）

(1) 車両衝突防止措置（規則第28条の2の5第4号イ）

車両の進入・退出方向に対して、固定給油設備等及び簡易タンクからの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ150ミリメートル以上のアイランド等（必ずしも固定給油設備等をアイランド上に設置することを要しない。）を設けること。なお、当該措置は対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと。

(2) 危険物漏えい拡散防止措置（規則第28条の2の5第4号ロ）

固定給油設備等の配管及びこれらに接続する配管からの危険物の漏えいの拡散を防止するため、次により立ち上がり配管遮断弁又は逆止弁を設けること。

なお、当該措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと。

ア 立ち上がり配管遮断弁

一定の応力を受けた場合に、脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

イ 逆止弁

転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設けること。

5 固定給油設備等及び周囲への表示（規則第28条の2の5第5号）

(1) 顧客用固定給油設備等（規則第28条の2の5第5号イ）

ア 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等という。」又はアイランドに設置されている支柱等に「セルフ」、「セルフサービス」等の記載又は看板の掲示等により行うこと。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる場合にあっては、当該時間帯等にその旨を表示し、それ以外の時間帯等には従業員が給油等をする旨表示すること。

イ 自動車等の停止位置には長さ5メートル、幅2メートルの枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所は、2メートル四方の枠をそれぞれ標準とし、地盤面等にペイント等で表示すること。

(2) 使用方法及び危険物品目の表示（規則第28条の2の5第5号ロ）

ア 使用方法の表示

給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等の保安上必要な事項を併せて記載すること。

なお、懸垂式の顧客用固定給油設備等にあっては、近傍の壁面等に記載すること。

イ 危険物品目の表示

(ア) 彩色の制限は、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分以外の部分の対象とはならないものであること。

(イ) エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に「黄緑」を用いることができること。

(3) 顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等（規則第28条の2の5第5号ハ）

固定給油設備等又はアイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うこと。

6 制御卓、その他の設備（規則第28条の2の5第6号）

(1) 制御卓（規則第28条の2の5第6号イ）

「直接視認できる位置」は、制御卓を給油空地等に面する窓際とする。ただし、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を下記(2)に示す監視設備により視認できる位置に制御卓を設置する場合にあってはこの限りではない。

また、それぞれの顧客用固定給油設備等までの距離（以下、「監視距離」という。）を、30メートル以内とし、監視できる視野の範囲を180度以内とするよう指導すること。

ただし、この監視設備により、制御卓における直接視認を補完する措置が講じられている場合は、監視距離を緩和することができる。

(2) 監視設備（規則第28条の2の5第6号ロ）

目視による死角部には、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるモニターカメラ、ディスプレイ等を設けること。

(3) 制御装置（規則第28条の2の5第6号ハ、7号イ）

ア 起動・停止スイッチ及び使用状況等表示装置を設けること。

なお、油種別給油ポンプ起動装置を設けたもので、制御卓で油種設定するものにあつては、油種設定スイッチを併せて設置すること。

イ 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮し、従業者が適切に監視等を行うことができる固定給油設備及び固定注油設備の近傍とし、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置すること。

（R2.3.27消防危第87号通知）

(4) 緊急停止スイッチ（規則第28条の2の5第6号ニ）

火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、事務所等の給油空地に面する外壁等、速やかに操作できる箇所をいうこと。

(5) インターホン等（規則第28条の2の5第6号ホ）

顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍（懸垂式のものにあつては、近傍の壁面等）に設けること。

(6) 固定消火設備の起動装置

起動スイッチは透明な蓋で覆う等不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができること。

(7) 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより、複数設置することができること。

7 消火設備、警報設備及び避難設備

(1) 消火設備（規則第33条第1項、同条第2項第1号及び同項第3号の3）

ア 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（政令第17条第2項第9号ただし書に該当する屋内給油取扱所のうち上階を有するもの（以下「一方開放型上階付き屋内給油取扱所」という。）を除く。）に設ける固定式泡消火設備については、規則に定められたもののほか、第13節「消火設備の基準」第1「消火設備の技術基準」2「消火設備の技術上の基準」（4）によること。

なお、第13節・第1・2(1)から(3)までの基準は適用しない。

イ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（一方開放型上階付き屋内給油取扱所に限る。）の消火設備については、一般の一方開放型上階付き屋内給油取扱所の消火設備の技術上の基準によること。

- (2) 警報設備及び避難設備（規則第38条第1項第1号及び規則第38条の2第1項）
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の警報設備及び避難設備については、一般の給油取扱所の警報設備及び避難設備の技術上の基準によること。